

感企第 3146 号
令和 3 年 9 月 27 日

各関係団体長様

大阪府健康医療部長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による第 12 条
(医師の届出) の徹底について (依頼)

平素は、大阪府政へのご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症においては、診療及び検査について多大なご尽力を
いただいておりますこと、重ねて感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については早期治療の重要性が明らかになりつつありま
す。患者を医療・療養に速やかに繋げるためには、診断後直ちに医療機関から保健所へ
届出されることが必要不可欠です。

つきましては、新型コロナ陽性と診断した患者については、感染症法第 12 条に基づ
き直ちに(土日祝日を含む診断日当日に)発生届をご提出いただきますよう改めてお願
いいたします。発生届の提出にあたりましては、必要事項の記入漏れがないようご確認
ください。

また、令和 3 年 2 月 3 日付け健発 0203 第 2 号厚生労働省健康局長通知により届出に
ついては電磁的方法 (HER-SYS) の積極的な活用が示されております。未導入の医療機
関におかれましては、迅速な対応のため、ご活用についてご検討いただきますよう改め
てお願い申し上げます。なお、HER-SYS 導入に関する問い合わせは医療機関所在地を管
轄する保健所へお願いします。

内容をご了知の上、貴会員への周知をお願いいたします。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (感染症法) 抜粋

(医師の届出)

第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、(略)最寄りの保健所長を経由して都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区(以下「保健所設置市等」という。))にあっては、その長。以下この章(次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第八項並びに第十五条第十三項を除く。)において同じ。)に届け出なければならない。

一 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかっていると疑われる者